

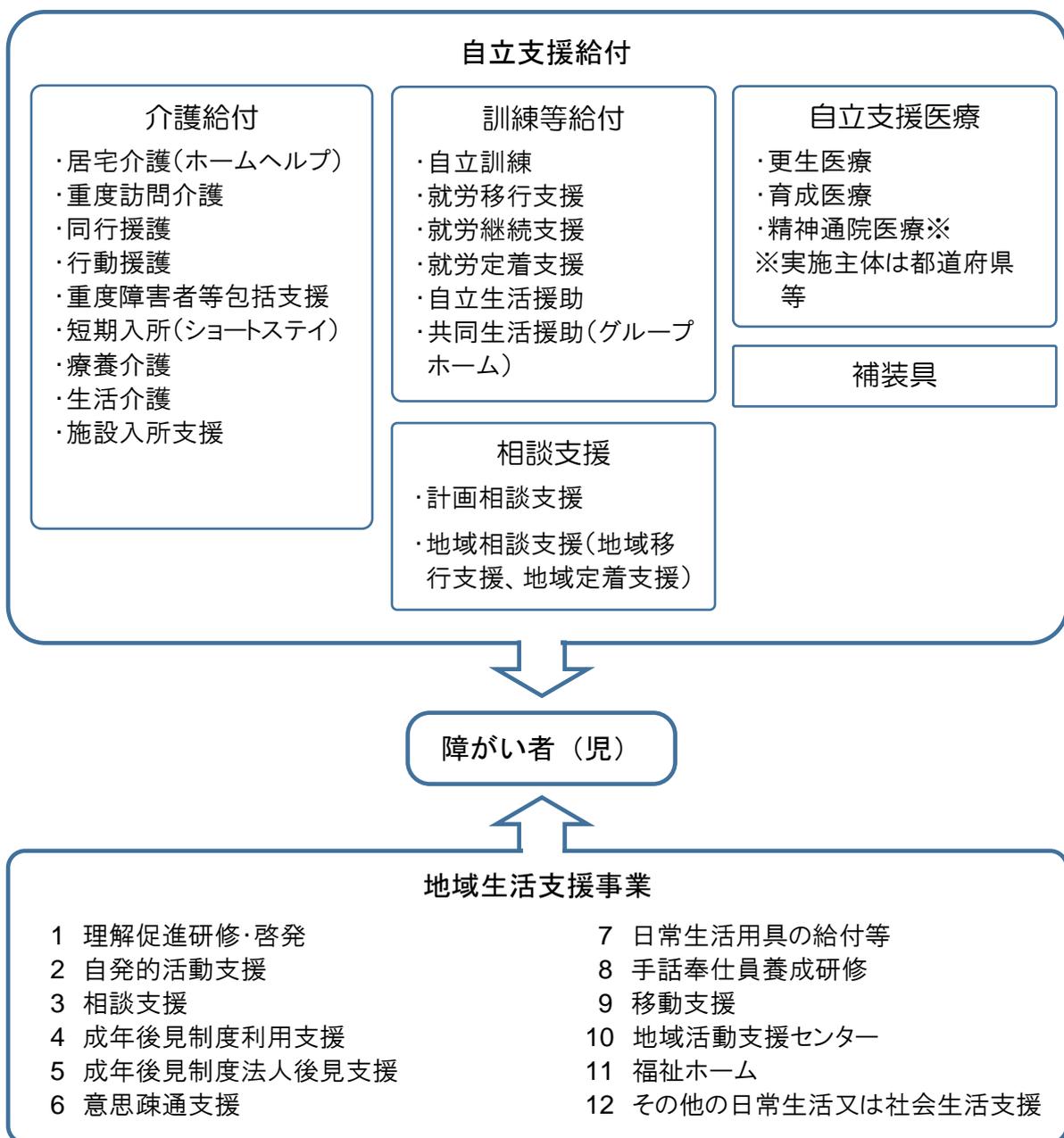
### 3 障害福祉サービス

障がい者を対象としたサービスは、全国一律に提供される自立支援給付と地域の実情に応じて市町村が独自に実施する地域生活支援事業で構成されます。

また、児童が利用できるサービスとしては、児童福祉法に基づくサービスもあります。

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障がい者等（難病等の方を含む）の心身の状況（障害支援区分）、社会活動・介護者・住居等の状況、サービス利用の意向、訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定が行われます。

#### 障害福祉サービスの体系



## 1. 自立支援給付

- 対 象 ➤ 身体障がい者  
 ➤ 知的障がい者  
 ➤ 精神障がい者  
 ➤ 障がい児  
 ➤ 国が定める難病患者(77ページの別表参照)
- 内 容 ➤ 障がい者の心身の状況、介護者の状況などに応じ、16ページから25ページに記載した福祉サービスを受けることができます。
- 負 担 ➤ 利用したサービスの費用は、原則1割負担で、世帯の所得に応じて負担の上限月額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	市町村民税課税世帯(所得割 16万円(障がい児は 28万円)未満)。ただし、20歳以上の施設等入所者を除く。	通所	障がい者(20歳以上の施設等入所者を除く)	9,300円
		在宅	障がい児(加齢児及び施設等入所者を除く)	4,600円
		入所	障がい児(20歳未満の入所施設利用者)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当しない方)	37,200円		

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する 18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する 18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 手 続 ➤ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。(14ページ「障害サービス利用までの流れ」を参照ください。)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など
  - マイナンバー(個人番号)が分かる書類
  - 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
- 備 考 ➤ 介護保険のサービスを利用できる方(65歳以上で要介護又は要支援の状態にある方、又は40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護又は要支援の状態になった方)は、介護保険の給付が優先されます。
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

## 自立支援給付に関する軽減措置

所得や家族等の状況により次の軽減措置があります。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

- 施設入所者の補足給付  
20歳未満の全ての利用者、又は20歳以上の生活保護、低所得の利用者を対象に食費・光熱水費の自己負担額を収入に応じて軽減します。
- グループホーム利用者の補足給付  
グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として行われる場合を含む。)の利用者(生活保護又は市町村民税非課税世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。
- グループホーム等入居者家賃補助金  
グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として行われる場合を含む。)の利用者(市町村民税非課税世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額2万円を上限に補助金が交付されます。
- 療養介護利用者の医療費と食費  
低所得の利用者を対象に医療費と食費の自己負担額を減免します。
- 医療型障害児入所施設利用者の医療費と食費  
地域で子どもを養育する世帯と同額になるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額を減免します。(所得要件はありません。)
- 通所施設等の食費  
生活保護、低所得、一般1の日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)、短期入所(ショートステイ)利用者を対象に食費の person 費相当分を軽減します。
- 高額障害福祉サービス等給付費  
同一世帯の中に、障害福祉サービスを利用する方が2人以上いる場合、障害福祉サービスを利用する方が介護保険も利用している場合、障害児通所・入所支援を利用する場合、又は補装具費の支給を受ける場合は、それぞれの負担額を合算して、一定額を超える分を償還払いします。
- 新高額障害福祉サービス等給付費  
65歳になるまでに5年以上介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所)の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合、障害福祉相当介護保険サービス(訪問介護・通所介護・短期入所・生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護)の利用者負担を償還払いします。
- 生活保護への移行防止  
利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にな

らないよう利用者負担や食費・光熱水費を軽減します。

○ 障害児通所支援の多子軽減

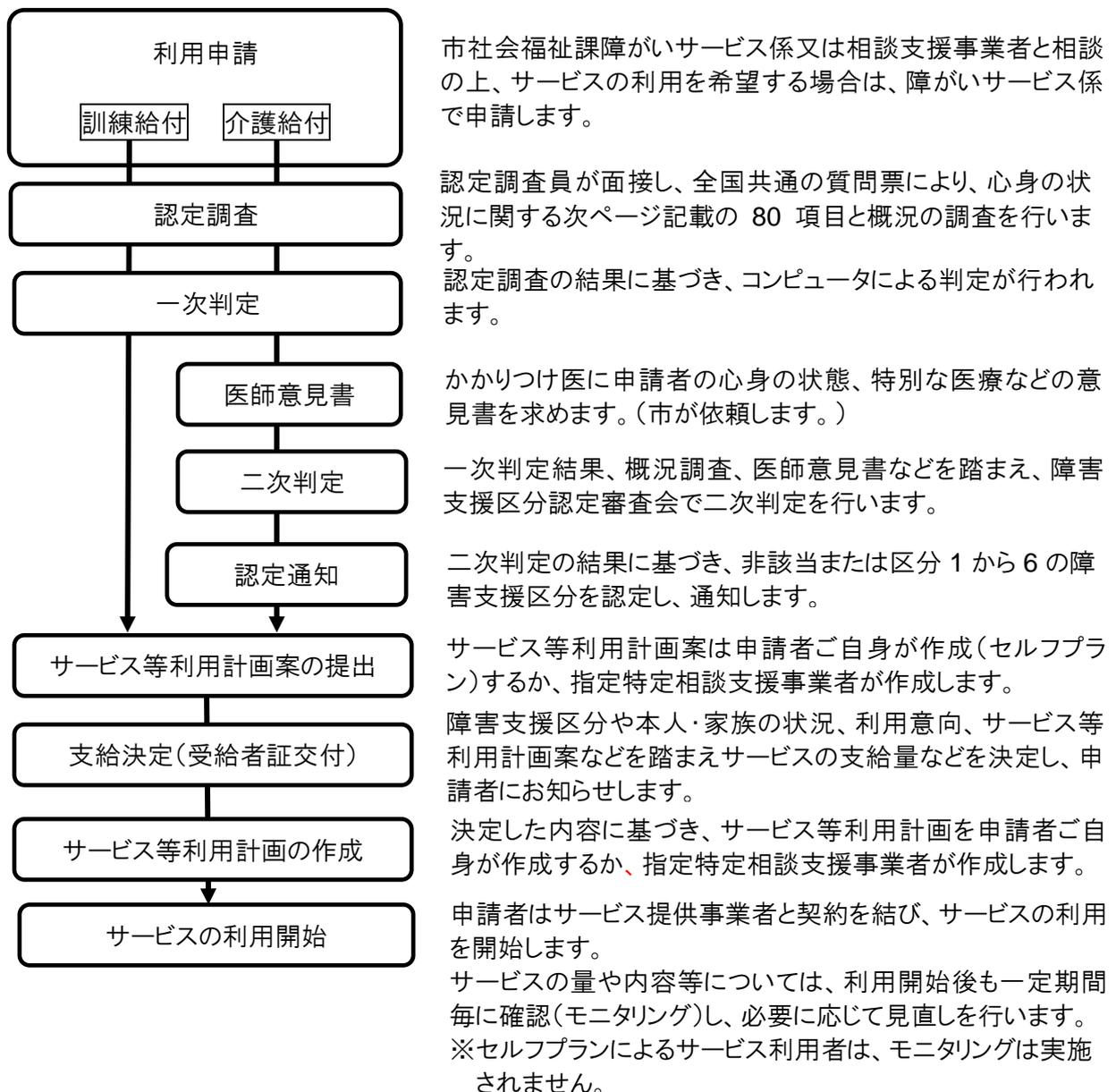
障害児通所支援(児童発達支援・保育所等訪問支援)の利用者が次のどちらかに該当する場合、障害児通所支援の負担額を軽減します。

- 就学前の兄又は姉が保育所等に通っている場合
- 兄又は姉(年齢は問いません)がいる場合で、世帯の年収約360万円未満相当額(世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満)である場合

○ 就学前障がい児の発達支援の無償化

就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用者負担について、満3歳になって初めての4月1日から3年間無料とします。

■ 障害福祉サービス利用までの流れ



※ この流れによらない場合もあります。詳しくは窓口でお問い合わせください。



## (1) 介護給付

### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

対 象 ▶ 障害支援区分が区分1以上の障がい者(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態にある方)

内 容 ▶ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う身体介護と調理、掃除、洗濯、買い物などを行う家事援助があります。

### ② 重度訪問介護

対 象 ▶ 重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がい者であつて常時介護を必要とする方

内 容 ▶ 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護などの支援を総合的に行います。

### ③ 同行援護

対 象 ▶ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者(児)

内 容 ▶ 外出時に同行し、移動時に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

### ④ 行動援護

対 象 ▶ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(児)であつて常時介護を要する方

※ 障害支援区分が区分3以上であつて、行動関連項目等10点以上の方

内 容 ▶ 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの支援を行います。

### ⑤ 療養介護

対 象 ▶ 医療機関への長期の入院による医療的ケア及び常時介護を必要とする方

内 容 ▶ 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

### ⑥ 生活介護

対 象 ▶ 障害支援区分が区分3以上(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)の方

▶ 年齢が50歳以上の場合は、区分2以上(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)の方

内 容 ▶ 常に介護を必要とする方に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。

### ⑦ 短期入所(ショートステイ)

対 象 ▶ 障害支援区分が区分1以上である方(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態にある方)

内 容 ▶ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設に入所することにより、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ⑧ 重度障害者等包括支援

対 象 ▶ 障害支援区分が区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある次のいずれかに該当する方

- 四肢に麻痺等があり、寝たきりの状態にある方
- 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

内 容 ▶ 介護の程度が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

#### ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア(施設入所支援)

対 象 ▶ 障害支援区分の区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の方

- ▶ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的である方、又は通所することが困難な方

内 容 ▶ 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### (2) 訓練等給付

#### ① 自立訓練(機能訓練)

対 象 ▶ 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持、向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者

内 容 ▶ 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所、又は自宅において、理学療法(PT)、作業療法(OT)その他必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行います。(標準利用期間18ヶ月)

#### ② 自立訓練(生活訓練)

対 象 ▶ 地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者

内 容 ▶ 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所、又は自宅において、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行います。(標準利用期間24ヶ月)

#### ③ 就労移行支援

対 象 ▶ 就労を希望しているが単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識及び技術の習得、又は就職先探し等の支援が必要な65歳未満の障がい者

- ▶ あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許の取得により、就労を希望する方

内 容 ▶ 一般企業等への就労を希望する障がい者に、生産活動、職場体験などの活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後の職場定着のための相談等の支援を行います。(利用期間24ヶ月の有期限サービス)

④ 就労継続支援(A型)

対 象 ▶ 企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者

内 容 ▶ 一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づき、就労の機会や生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

⑤ 就労継続支援(B型)

対 象 ▶ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方  
▶ 一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方

内 容 ▶ 一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約のない、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

⑥ 就労定着支援

対 象 ▶ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障がい者

内 容 ▶ 一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。

⑦ 自立生活援助

対 象 ▶ 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者

内 容 ▶ ひとり暮らしをはじめた時に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的に訪問して必要な連絡調整や助言を行います。  
▶ 随時通報を受け、相談に応じた必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。

⑧ 共同生活援助(グループホーム)

対 象 ▶ 障がい者(身体障がい者にあつては、65歳未満の方、又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)

内 容 ▶ 主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の支援を行います。  
▶ 介護を希望した場合、入浴、排せつ又は食事等の支援を受けることができます。

◆ 東金市福祉作業所（就労継続支援B型）

- 対 象 ▶ 以下のいずれにも該当する方
- 療育手帳または身体障害者手帳の交付を受けた方
  - 年齢が18歳以上で作業能力がある方
  - 原則、市内に住所を有し、介護を要さず継続して通所することが可能な方
- 内 容 ▶ 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方へは、一般就労等への移行に向けて支援します。作業の提供及び指導、生活指導、社会生活への適応訓練を行います。
- 利用時間 ▶ 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時（祝・休日、年末年始を除く。）
- 定 員 ▶ 25人
- 手 続 ▶ 面接及び実習を作業所で行った後、社会福祉課障がいサービス係で就労継続支援B型（訓練等給付費）の支給申請をしてください。  
▶ 決定後、東金市福祉作業所と利用契約をしていただきます。
- 問 合 せ ▶ 利用についてのお問い合わせ等は、東金市社会福祉協議会または東金市福祉作業所までご連絡ください。
- 所 在 地 ▶ 東金市田間三丁目9番地1 ふれあいセンター1階 ☎ 0475-52-2155

(3) 障害児通所支援

① 児童発達支援

- 対 象 ▶ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
- 内 容 ▶ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。

② 居宅訪問型児童発達支援

- 対 象 ▶ 重度の障がいの状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児
- ▶ 重度の障がいの状態とは、人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態、又は、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
- 内 容 ▶ 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

③ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うもの）

- 対 象 ▶ 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童
- 内 容 ▶ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援及び治療を行います。

④ 放課後等デイサービス

- 対 象 ▶ 学校教育法に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
- 内 容 ▶ 授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。

#### ⑤ 保育所等訪問支援

- 対 象 ▶ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児
- 内 容 ▶ 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の必要な支援を行います。

### (4) 障害児入所支援

#### ① 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援

- 対 象 ▶ 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がいを含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第2項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

※ 医療型は障がい児のうち、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児

※ 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

- 内 容 ▶ 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与します。
- ▶ 医療型では上記と併せて治療を行います。

※ 障害児入所支援については、千葉県在所管となります。詳しくは、東上総児童相談所までお問い合わせください。

◆ 東金市簡易マザーズホーム（児童発達支援・放課後等デイサービス）

ことばが出ない、歩き始めが遅かった、お友達と仲良く遊べないなど、成長や発達に遅れや心配のあるお子さんが家庭や地域で健やかに育つように応援します。

【事業】

[児童発達支援]

- ▶ 0歳から就学前のお子さんで、ことばや行動面など発達に心配のあるお子さんに対して、親子遊び・音楽・運動のプログラム、さらに必要に合わせて、ことばの指導や食事の指導、理学療法等の個別指導も行います。発達検査を実施し、結果に基づいた支援を行います。
- ▶ 月曜日～金曜日(9:30～14:00)に行っています。

[放課後等デイサービス]

- ▶ ことばや行動面など発達に心配のある児童(18歳まで)に対して、放課後の生活を支援する中で、お子さんの発達を促します。
- ▶ グループ活動として木・金曜日(15:00～17:00)

[相談事業]

- 子育て相談(どなたでもご利用いただけます)
  - ▶ お子さんの発達に関する相談をお受けするとともに、専門の職員による療育指導を行います。
- 巡回相談(どの施設でもご利用いただけます)
  - ▶ 保育所や幼稚園等の集団生活の中で困っているお子さんへの支援を、先生方と共に考えていきます。

[その他]

- 公開おもちゃライブラリー(どなたでもご利用いただけます)
  - ▶ たくさんのおもちゃで遊べ、気に入ったおもちゃが2週間借りられます。その中で、希望される方には子育て相談も行っています。(毎月第2金曜日10:30～11:30 8月、12月、3月はお休みですが、日程を変更する場合がございますので事前にお問い合わせください。)

【利用を希望する方は】

月曜日～金曜日(祝祭日は除く)、8:30～17:00の間で下記までお電話ください。

東金市田間三丁目9番地1 ふれあいセンター2階 ☎ 0475-54-1197

(5) 各種相談支援

① 計画相談支援

- 対 象 ▶ 障害福祉サービスを利用する障がい者(児)  
▶ 地域相談支援を利用する障がい者
- 内 容 ▶ 障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。

② 地域相談支援(地域移行支援)

- 対 象 ▶ 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者  
 ▶ 児童福祉施設を利用する18歳以上の方
- 内 容 ▶ 退所・退院後、地域での生活に向けて、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との連絡調整や相談支援を行います。

③ 地域相談支援(地域定着支援)

- 対 象 ▶ 施設や病院から退所・退院した人や家族との同居から一人暮らしに移行して1年以内で地域生活が不安定な方
- 内 容 ▶ 安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等に訪問や相談支援等を行います。

④ 障害児相談支援

- 対 象 ▶ 障がい児及びその保護者
- 内 容 ▶ 障がい児やその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。

■ 計画相談支援・障害児相談支援実施事業所

名 称	住 所	電話番号	者	児
カマラードの里	東金市広瀬 421-11	0475-58-1151	○	
基本塾サポートプラン	東金市日吉台 2-26-3	080-5879-4416	○	○
こどもプラス相談支援事業所	東金市東新宿 18-1 酒造ビル 201	0475-77-8577	○	○
地域生活支援センターゆりの木	東金市東金 1060-6 2F	0475-50-4545	○	○
街かど福祉相談室ると	東金市東金 425-2 1階	0475-53-3630	○	○
相談支援事業所アプリング	東金市東金 991 2F	0475-54-7667	○	○
医療法人社団鎮誠会 とうがねヘルパーステーション	山武市姫島 270-1	0475-80-2102	○	○
ケアステーション渚居宅介護事業所	山武市本須賀 3841-51	0475-84-3750	○	○
指定特定相談支援事業所 光洋苑	山武市木戸 848	0475-84-2131	○	
相談支援たけのこ	山武市真行寺 160-1	0475-78-5311	○	○
よろず相談支援センター めくもり	山武市津辺 252-1	0475-77-7531	○	○
居宅介護支援事業所 かきつばた	大網白里市富田 2026-2	0475-53-6161	○	○
パンプキンハウス	大網白里市細草 3221-4	0475-77-6511	○	○
マリン・ハウス	大網白里市南今泉 4832-7	0475-77-1066	○	
相談支援事業所 ココナッツ	大網白里市みどりが丘 2-5-5	070-9117-5572	○	○
相談支援事業所 ひまわり	大網白里市南今泉 1060	080-7299-5858	○	○
相談支援事業所 ふたば	大網白里市大網 5002-64	080-5347-5092	○	○
つぐみ相談支援事業所	大網白里市季美の森南 1-16-10	080-7095-3949	○	○
ケアプランセンターあいの手	山武郡横芝光町横芝 2385-2	0479-82-6600	○	○
障害者支援センター吉祥苑	山武郡横芝光町寺方 780-1	0479-80-0084	○	○
ばる'S 相談支援事業所	山武郡横芝光町屋形 5314-36	080-5401-7392	○	○
相談支援事業所 ウエボラボ	山武郡横芝光町屋形 5272-21	0479-80-1505	○	○
相談支援事業所 マナの家	山武郡九十九里町田中荒生 508-1	070-3812-9738	○	○

## 2. 地域生活支援事業

### (1) 成年後見制度利用支援事業

- 対 象 ▶ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方で、親族がいないなど支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方
- 内 容 ▶ 成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
- 手 続 ▶ 窓口でお問い合わせください。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

### (2) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

- 対 象 ▶ 聴覚、又は音声言語の機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者
- ▶ 上記の身体障がい者と意思疎通を図ることに支障がある方及び研修会等を行う団体
- 内 容 ▶ 必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどして意思疎通（コミュニケーション）の円滑化を図ります。
- 手 続 ▶ 所定の申請書（窓口にあります。）に必要事項を記入し、窓口で手続きしてください。
- 負 担 ▶ 無料
- 備 考 ▶ 手話通訳者等の派遣を受けようとする7日前までに手続きしてください。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

#### ◆手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を設置しています。

設 置 日 ▶ 毎週木曜日（祝・休日の場合は、その前日）午前10時～午後4時30分

設置場所 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係

### (3) 移動支援事業（ガイドヘルプ）

- 対 象 ▶ 外出のために屋外での移動の支援が必要と認められる方で、次のいずれかに該当する方
- 重度の視覚障がい者又は全身性障がい者
  - 知的障がい者
  - 精神障がい者
  - 肢体不自由の全身性障がいに準ずる難病患者等
- 内 容 ▶ 屋外での移動に困難がある障がい者等を対象に、外出のための支援を行うことで、障がい者の余暇活動等の社会参加を促します。
- 負 担 ▶ 障害福祉サービスの利用負担に準じています。
- 手 続 ▶ 申請書（窓口にあります。）に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）受給者証など

窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

#### (4) 日中一時支援事業

- 対 象 ▶ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等
- 内 容 ▶ 介助者が一時的な理由で介助できない場合、事業所、施設等で預かります。  
▶ 日帰りの利用に限ります。  
▶ 年度ごとの申請手続きが必要です。
- 負 担 ▶ 障害福祉サービスの利用負担に準じています。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。  
・身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

#### (5) 知的障害者職親委託

- 対 象 ▶ 知的障がい者
- 内 容 ▶ 一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に必要事項を記入し、手続きしてください。  
▶ 申請時に聞き取り調査を行います。  
▶ 申請後、千葉県中央障害者相談センターの判定を受けていただきます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

#### (6) 移動入浴サービス事業

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳1級・2級所持者の方で、家庭において常時介護を要する65歳未満の方  
▶ 療育手帳㉠・㉡の1・㉢の2・Aの1・Aの2を所持する65歳未満の方  
▶ 上記に該当しない方で、居宅において6か月以上継続してねたきりの常時介護を要する65歳未満の方
- 内 容 ▶ 訪問により入浴又は洗髪、清拭等のサービスを提供します。
- 手 続 ▶ 窓口でお問い合わせください。
- 負 担 ▶ サービスに係る費用の1割
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

#### (7) 相談支援事業

- 対 象 ▶ 障がいのある方やそのご家族、関係機関の方(障害者手帳所持不問)
- 内 容 ▶ 障がいのある方が安心して生活できるよう困りごとや希望を伺い解決に向けて一緒に考え、情報提供や適切な機関への紹介を行うなど、経験を有する専門的職員が総合的・専門的な相談支援を行います。
- 負 担 ▶ 無料
- 窓 口 ▶ 山武郡市障がい者基幹相談支援センター(さんサポ)

(受託法人:社会福祉法人ワーナーホーム)  
☎ 0475-86-6474 fax 0475-86-6475  
メール sanbu-kikan@wanahome.or.jp